

### 保安規定第 3 条変更の考え方について

- ・品質管理基準規則制定にあたり、規制庁殿から「品質管理基準規則は、JEAC4111 にこれまで記載されていなかった、新たな要求事項をとりまとめたものである」との説明があった。
- ・また、JEAC4111 改定検討の過程では、規制庁殿から「IAEA 安全基準等を取り込むにあたり、規則の構造自体も抜本的に変更することも選択肢にあったが、事業者の混乱を避けるため JEAC4111 及び技術基準に基づく品質マネジメントシステムの構造を維持し、“要求事項”を追加する手法を採った」との趣旨の説明もあったと聞いている。
- ・したがって、基本的には現状の保安規定第 3 条を維持することも求めていると考え、品質管理基準規則において新たに追加された要求事項について、既認可の保安規定第 3 条に反映する(変更認可を申請する)ことで、品質マネジメントシステムを更新することとした。  
(組織管理、業務運営には連続性があり、規則／保安規定ともに“意図”が変わらない部分においては従来の記述(要求)が維持され、従来の要求事項の一切が無効になりゼロから再構築するものではないと理解。)

#### 考慮した事項

- ・組織内へ不要な混乱を来さないように、“意図”が同じ記述(言葉、条文記載順序を含む)は既認可を維持する。
- ・品質管理基準規則及び解釈の要求事項は全て反映する。
- ・規則改正のねらいは従来の JEAC4111、技術基準等には無い要求事項を取り込むことであるという規制側の意図を受け、規則に記載が無くともマネジメントシステムの一部として機能している事項は、規則と相反しない限り既認可を維持する。  
(規則としての制約で記載変更している事項、組織に根付いている事項は、削除する必要はないと判断)

